



平成 31 年 3 月 20 日  
内閣府（防災担当）

「平成三十年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が、3月15日（金）に閣議決定され、本日（3月20日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）付 武藤、松葉  
03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「平成三十年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定

※「◎」は既に指定済み

激甚災害	対象地域	適用措置				
		3条 4条	5条	6条	11条 の2	24条
平成28年4月16日から 平成30年5月29日までの間の地滑り	熊本県天草郡苓北町		○			○
平成28年8月1日から 平成30年10月2日までの間の地滑り	宮崎県東臼杵郡椎葉村		○			○
3月8日及び同月9日の豪雨	山梨県南巨摩郡身延町		○			○
	山梨県南巨摩郡富士川町		○			○
4月24日及び同月25日の豪雨	山梨県富士吉田市		○			○
	長野県下伊那郡泰阜村		○			○
5月17日から同月19日までの間の豪雨	秋田県南秋田郡五城目町		○			○
7月28日から8月16日までの間の暴風 雨及び豪雨(台風第12号等)	岩手県九戸郡九戸村	○				○
	山形県最上郡大蔵村	○				○
	山形県最上郡舟形町	○	○			○
	奈良県宇陀郡曾爾村	○	○			○
	山形県最上郡戸沢村		○			○
	長野県木曾郡大桑村		○			○
8月20日から9月5日までの間の暴風雨 及び豪雨(台風第19, 20, 21号等)	新潟県岩船郡粟島浦村	◎				◎
	鹿児島県鹿児島郡十島村	○				○
	長野県下伊那郡大鹿村	◎	○			◎
	和歌山県東牟婁郡古座川町	◎	○			◎
	山形県最上郡鮭川村		○			○
	石川県七尾市		○			○
	石川県羽咋郡宝達志水町		○			○
	石川県鹿島郡中能登町		○			○
	長野県下伊那郡根羽村		○			○
	長野県下伊那郡下條村		○			○
	長野県下伊那郡売木村		○			○
	長野県下伊那郡泰阜村		○			○
	愛知県北設楽郡豊根村		○			○
	大阪府豊能郡豊能町		◎			◎
	奈良県吉野郡天川村		○			○
	奈良県吉野郡野迫川村		◎			◎
	奈良県吉野郡十津川村		○			○
	奈良県吉野郡上北山村		◎			◎
	和歌山県新宮市		◎			◎
	和歌山県伊都郡高野町		◎			◎
	徳島県名西郡神山町		○			○
	宮崎県東臼杵郡椎葉村		○			○
	和歌山県西牟婁郡白浜町		◎	◎		◎
	大阪府高槻市					◎

## 2. 適用措置の概要

- 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法第3条及び第4条)

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は 70%→84%に嵩上げ)

- 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(激甚法第5条)

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

(過去5カ年の実績の平均では農地は 82%→95%に嵩上げ)

- 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第 24 条)

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

### 【参 考】

- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(激甚法第6条)

農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。

(一般災害 20% → 最高 90%)

- 森林災害復旧事業に対する補助(激甚法第 11 条の2)

都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採、搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、1/2を補助。

## 3. スケジュール

3月15日(金) 閣議決定

3月20日(水) 公布・施行

政令第四十三号

平成三十年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
<p>平成二十八年四月十六日から平成三十年五月二十九日までの間の地滑りによる災害で、熊本県天草郡苓北町の区域に係るもの</p>	<p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>

<p>平成二十八年八月一日から平成三十年十月二日までの間の地滑りによる災害で、宮崎県東臼杵郡椎葉村の区域に係るもの</p>	<p>平成三十年三月八日及び同月九日の豪雨による災害で、山梨県南巨摩郡身延町及び富士川町の区域に係るもの</p>	<p>平成三十年四月二十四日及び同月二十五日の豪雨による災害で、山梨県富士吉田市及び長野県下伊那郡泰阜村の区域に係るもの</p>	<p>平成三十年五月十七日から同月十九日までの間の豪雨による災害で、秋田県南秋田郡五城目町の区域に係るもの</p>	<p>平成三十年七月二十八日から八月十六日までの間</p>

<p>の暴風雨及び豪雨による災害で、次に掲げる町村の区域に係るもの</p> <p>イ 岩手県九戸郡九戸村及び山形県最上郡大蔵村</p> <p>ロ 山形県最上郡舟形町及び奈良県宇陀郡曾爾村</p> <p>ハ 山形県最上郡戸沢村及び長野県木曾郡大桑村</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p> <p>イ 新潟県岩船郡粟島浦村及び鹿兒島県鹿兒島郡十島村</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>

<p>ロ 長野県下伊那郡大鹿村及び和歌山県東牟婁郡古座川町</p> <p>ハ 山形県最上郡鮭川村、石川県七尾市、羽咋郡宝達志水町及び鹿島郡中能登町、長野県下伊那郡根羽村、下條村、売木村及び泰阜村、愛知県北設楽郡豊根村、大阪府豊能郡豊能町、奈良県吉野郡天川村、野迫川村、十津川村及び上北山村、和歌山県新宮市及び伊都郡高野町、徳島県名西郡神山町並びに宮崎県東臼杵郡椎葉村</p> <p>ニ 和歌山県西牟婁郡白浜町</p> <p>ホ 大阪府高槻市</p>	<p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p> <p>法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p> <p>法第十一条の二に規定する措置</p>
--	--

備考

一 平成三十年七月二十八日から八月十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、平成三十年台風第十二号によるものをいう。

二 平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、平成三十年台風第十九号、同年台風第二十号及び同年台風第二十一号によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三條第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(関係政令の廃止)



2 平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第 二百八十八号）は、廃止する。

# 激甚災害指定により適用される措置の概要①

(平成三十年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

## (第3・4条) 公共土木施設災害復旧事業等

＜措置の概要＞

- 公共土木施設（河川・海岸・砂防施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、地方公共団体が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象。
- 例えば、公共土木施設災害復旧事業では、事業費総額が自治体の標準税収入の一定割合を超える場合に、激甚災害に指定されないにもかかわらず、国庫負担率の高上げ等の措置を段階的に適用。  
(2/3→3/4→4/4)

＜激甚災害指定時の措置＞

- さらに補助率等を高上げ(※)  
(例) 公共土木施設災害復旧事業 70% ⇒ 84%  
(過去5カ年の実績の平均)
- ※ プール計算方式(個別事業ごとに補助率を高くするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

## (第5条) 農地等の災害復旧事業等

＜措置の概要＞

- 農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象。
  - 災害発生時には、激甚災害に指定されていなくても、補助率の高上げ等の措置を適用
    - ・ 農地（災害時） 82.3%
    - ・ 農業用施設（水路、ため池、農道等）（災害時） 92.5%
    - ・ 林道（災害時） 80.0%（農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
- ※ 補助率は、過去5カ年の実績の平均

＜激甚災害指定時の措置＞

- さらに補助率を高上げ
  - 農地 82.3% ⇒ 95.7%
  - 農業用施設 92.5% ⇒ 98.1%
  - 林道 80.0% ⇒ 91.6%（過去5カ年の実績の平均）

※ 激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

# 激甚災害指定により適用される措置の概要②

(平成三十年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

## (第6条) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費

<措置の概要>

- 農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物処理加工施設等）の災害復旧事業費が対象。
- 災害時（激甚指定無し）：補助率 2 / 10

<激甚災害指定時の措置>

- 補助率を高上げ  
2 / 10 ⇒ 告示地域※ 9 / 10 (40万円未満は4 / 10)  
告示地域以外 5 / 10 (40万円未満は3 / 10)

※農地・農業用施設の災害復旧個人負担額が高い市町村等

## (第11条の2) 森林災害復旧事業に対する補助

<措置の概要>

- 森林災害復旧事業は、激甚災害を受けた被害樹木等の伐採、搬出、伐採跡地における造林、当該激甚災害により倒伏した造林木の引起こし又はこれらの作業を行うために必要な作業路の開設を行う事業。
- 災害時（激甚指定なし）：補助なし

<激甚災害指定時の措置>

- 都道府県が実施する場合：国1 / 2
- 都道府県以外の者が実施する場合：国1 / 2、都道府県1 / 6（市町村、森林組合等）

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

# 激甚災害指定により適用される措置の概要③

(平成三十年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

## (第24条)小災害債に係る元利償還金の 基準財政需要額への算入等

### <措置の概要>

- 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。
- 激甚災害に指定されていない場合は、小災害債の発行ができず、一般単独災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。  
(例)
  - 一般単独災害復旧事業(例：公共土木施設等)  
充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5%  
(財政力補正)

### <激甚災害指定時の措置>

- 小災害復旧事業債(例：公共土木施設小災害債)  
【都道府県・指定都市】
    - 1箇所以上の工場の費用が80万円以上120万円未満のもの
  - 【市町村】
    - 1箇所の工場の費用が30万円以上60万円未満のもの
- 充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率66.5%～95.0%  
(財政力補正)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。